1. 件名:「大間原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する 事業者ヒアリング(139)」

2. 日時:令和5年9月25日(月) 15時30分~17時40分

3. 場所:原子力規制庁9階耐震会議室

## 4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震·津波審査部門 岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、佐藤主任 安全審査官、藤川安全審査官、松末技術参与 電源開発株式会社 首藤 敦 執行役員 原子力事業本部長代理 他 9 名

## 5. 要旨

- (1)電源開発(株)から、第1013回審査会合(令和3年11月5日開催) 等での指摘に対するコメント回答について、提出資料に基づき説明が あった。
- (2)原子力規制庁は、以下について事実確認を行い、資料を適正化したうえで、再度ヒアリングで説明することを求めた。
  - ・ 「保守性の観点から設定した〜」又は「古い地質構造に基づく〜」等の文言について、地震動評価の視点から記載の必要が無いと思われる用語については、削除することも含め検討すること。
  - ・ コメント No. S4-11 等の審査の進捗により、回答の必要が無くなったもの についてはその旨を記載の上、整理すること。
  - ・ F-14 断層を起点として「仮想的な断層の想定領域」を設定することの妥当性について、地質・地質構造の審査経緯等を踏まえたうえで、地震動評価を行う際の基本的な考え方を整理し、基本ケースの設定の考え方や不確かさの考慮の考え方について整理して説明すること。
  - ・ その際、「仮想的な断層の想定領域」内部に古い構造の地表トレースを 設定することに拘らず、施設への影響の観点から基本ケースの設定の 考え方等を説明すること。
  - ・ アスペリティ位置の不確かさの考慮については、基本ケースを設定した うえで、どのような考え方に基づいて不確かさを考慮すべきなのか、地 震動評価の観点から説明すること。
  - ・ 奥尻3連動に係る断層傾斜角設定の考え方について、「知見を重視し~」 と曖昧に説明するのではなく、根拠等を引用して丁寧に説明すること。

(3) 電源開発(株)から、了解した旨の回答があった。

## 6. 提出資料

- 大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について(地震・ 津波関係)
- ・ 過去の審査資料からの主な変更箇所について
- ・ 大間原子力発電所 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動のうち内陸地殻内地震について(コメント回答 その3) (大間付近の隆起域を考慮した仮想的な断層による地震の地震動評価方針)
- ・ 大間原子力発電所 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の うち内陸地殻内地震について(コメント回答 その3) (F-14断層、及び奥尻3連動による地震の地震動評価)
- ・ 大間原子力発電所 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の うち内陸地殻内地震の地震動評価に関する審査資料の修正につい て